

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(7) 低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」

支援内容	<p>児童扶養手当を受給している世帯等に対し、臨時特別給付金として、児童一人あたり5万円を支給します。</p>
対象者	<p>①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る） ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方</p>
申請手続に必要なもの	<p>①に該当する方は「申請不要」 ②③の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（写し） ・受取口座を確認できる書類（写し） ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（既に児童扶養手当の認定を受けている場合は不要） ・申告する収入に係る給与明細書や年金振込通知等の「収入がわかる書類」（②の対象者は令和元年中の収入、③の対象者は令和2年2月以降の任意の1ヶ月分の収入がわかる書類） <p>※申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者がいる方は、その方の分も含む詳しくは下記の問い合わせ先に、お問い合わせください。</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） ※各支所・出張所でも受付可</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>受付期間：令和3年5月17日（月）～令和4年2月28日（月）</p>
問い合わせ先	<p>津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 （電話）0868-32-2065</p>
備考	